

後発医薬品の使用促進および 医薬品の安定供給に向けた取組みについて

当院は、「地域支援・医薬品供給対応体制加算」および「一般名処方加算」の施設基準に適合している旨、近畿厚生支局に届出を行っております。厚生労働省の方針に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進および医薬品の安定供給体制の構築に努めております。以下の取組みについて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、医療費の負担軽減および医療資源の有効活用のため、成分や効果が先発医薬品と同等で安全性が確認された後発医薬品（ジェネリック医薬品）の処方を積極的に進めております。

※令和8年6月より、患者さんがご自身の希望で先発医薬品を選択された場合、後発医薬品との価格差の2分の1（50%）に相当する金額を特別の料金（選定療養）として患者さんご自身にご負担いただく仕組みが導入されます。（医療上の必要性があると医師が判断した場合等を除く）

2. 一般名処方（成分名での処方）について【一般名処方加算】

当院では、医薬品の供給不足が発生した場合でも、患者さんに必要なお薬が確実に届くよう、特定の医薬品名ではなく、お薬の有効成分をもとにした「一般名処方」を行っております。これにより、保険薬局において供給のある同等品（ジェネリック医薬品等）を柔軟に選択・調剤することが可能となります。

3. 医薬品の供給不足時の対応について

現在、一部の医薬品において全国的な供給不足が続いております。当院では、地域の保険薬局（調剤薬局）と緊密に情報連携を行い、以下の供給対応体制を整えております。

- 特定の医薬品が調達困難となった場合、同等銘柄への変更や代替薬の検討など、治療に影響が出ないよう適切な処方変更・調整を行います。
- 医薬品の供給状況によっては、これまでとお薬の形状や名前が変わる場合がございますが、有効成分や効果に変わりはありません。

患者さまへのご案内とお願い

- お薬の変更や一般名処方についてご不明な点やご不安がございましたら、医師または薬剤師までお気軽にご相談ください。
- お薬手帳をお持ちの方は、必ずご持参いただきますようお願いいたします。